

平成28年度より、帯広市が発注する建設工事等の入札・契約事務について取り扱いが変更となります。

(1) 平成28年4月1日以降に執行する工事・設計委託の事後審査型一般競争入札において、事前エントリー制度を導入します。

事前エントリー制度とは、入札告示後、一定期間内に入札参加意思表明書をFAX等で送付（事前エントリー）していただくことで、入札書・申請書の提出前に、あらかじめ入札参加意思を確認する制度です。

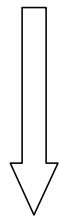
■告示から契約までの手続の流れ

例：平成28年8月16日（火）入札の場合

事後審査型（平成27年度）

（日程例）

入札の告示、設計図書の閲覧 5/16（月）から



入札書、申請書等の郵送 5/30（月）まで



開札 5/31（火）



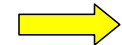
落札候補者の入札参加資格の確認 6/2（木）



落札結果通知 6/3（金）



契約締結 6/9（木）まで



事前エントリー（平成28年4月1日以降）

（日程例）

入札の告示、設計図書の閲覧 5/16（月）から



事前エントリーの受付 5/23（月）まで



受付の連絡 5/24（火）まで



入札書、申請書等の郵送 5/30（月）まで



開札 5/31（火）



落札候補者の入札参加資格の確認 6/2（木）



落札結果通知 6/3（金）



契約締結 6/9（木）まで

※

- ※ (1) 入札参加を希望する者は、告示の日から8日以内に「入札参加意思表明書」をファックス等により市へ提出（事前エントリー）する。
- (2) 「入札参加意思表明書」を受け付けた場合、市は受付印を押印し、ファックス等により返信する。
- (3) 返信を受けた者は、入札日の前日までに入札書及び申請書等を郵送で提出する。

なお、設計図書の変更、質疑等があった場合は、市から事前エントリーを行った者に対し、連絡を行う。

(2) 工事完成払代金の債権譲渡に関する事務取扱要領を制定します。

工事を受注した建設事業者の方の円滑な資金調達に資するため、工事完成払代金の債権を金融機関等に譲渡することを承諾する際の取扱いについて定めるものです。

■譲渡を認める債権

- (1) 帯広市が発注する工事請負契約であり、工事の受注者（請負者）が有する完成払代金の支払い請求権であること。
- (2) 引渡しを終えた工事に係る債権であること。

■譲渡債権の金額

工事請負代金額から前払金（中間前払金を含む。）及び部分払金の支払額を控除した金額（請負者の履行遅滞の場合における違約金その他請負者に対する債権を有し相殺が必要な場合は、これを相殺した金額）の範囲内の額。

■債権譲渡先

預金保険法（昭和46年法律第34号）第2項第1項に規定する金融機関及び金融機関の債権流動化のための特定目的会社等、市長が適当と認める者。

■債権譲渡の承諾を申請する際の手続き

- (1) 引渡し予定の一月前までに帯広市へ事前連絡
- (2) 引渡し時に「債権譲渡承諾依頼書」を契約担当課へ提出

(3) 一般競争入札における新築工事に係る設計図書の公開方法を一部見直しします。

一般競争入札の際に、ホームページで公表している設計図書について、無断使用の防止の観点から、建物の新築等に係るものにパスワードを設定し、閲覧を制限するものです。

■パスワードの入手方法

帯広市契約管財課閲覧所に掲示するとともに、事前エントリー受付の際にもお知らせします。

※ 要綱、各様式につきましては、平成28年4月1日以降、ホームページの内容を更新します。